令和4年度評価シート 市民参画事業

	事業名	市民参画の手法	参画する人	事業の概要	令和 4 年度実施計画	総 合	計画上の位置(施策	寸け 方向性	令和4年度事業費 予算額	(単位:千円) 決算(見込)額	課題や効果及び今後の方針	課
1	奈良市子ども・子育て会議	審議会・委員会等	市民公募委員	平成25年3月に「奈良市子ども・子育て会議条例」を制定し、本市の附属機関として「奈良市子ども・子育て会議」を設置した。奈良市子どもにやさしいまちづくりブラン(子ども・子育て支援事業計画)に基づき、子ども・子育で支援施策を実施していくとともに、その実施状況について、地域の子ども・子育で家庭の実情を踏まえつつ、点検・評価・見直しを行っていくこと、また、本市の子ども・子育で支援に関する重要事項について審議することを目的とする。	令和4年度においては、第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画 の進捗管理事業に対し、市民公募委員に評価していただき、いただ いたご意見を、奈良市の子ども・子育て支援施策に反映していく。	第1章	施策1-2	3	1, 100	53(市民公募委員より、子育て中の保護者の視点から、子ども・子育て支援に対する様々な意見をもらうことで、市民の意見を取組に反映することができた。今後は第三期計画策定に向けて、引き続き市の子ども・子育て支援事業や体制について意見を取り入れていく。	子ども政策課
2	男女共同参画推進審議会	審議会・委員会等	市民公募委員 学識経験者 女性団体関係者等	市民公募による委員を含む審議会を開催し、様々な分野及び立場から選出された委員からの意見を、男女共同参画社会づくりの施策に反映することを目的とする。	男女共同参画計画(第2次)についての総括を行い、第3次計画を 推進してくために意見交換を行うことを目的とした審議会を開催 し、審議会の提言を各事業に反映させ、男女共同参画社会につなげ る。	第1章	施策1-6	1	180	81	様々な分野及び立場からの視点で意見を聞くこと により、事業推進の参考にすることができてい る。今後も幅広い意見を男女共同参画施策に反映 できるよう審議会を運営する。	共生社会推進課男女共 同参画室
3	奈良市食育・地産地消推進会議	審議会・委員会等	NPO、JA、栄養教諭、大 学准教授、コープ他	本市の食育・地産地消推進計画 (奈良市食と農の未来づくり推進計画) の作成及び推進に関する事項について審議する。	食育・地産地消推進計画 (奈良市食と農の未来づくり推進計画) の 策定状況に合わせ審議会を開催し、食育・地産地消事業の推進状況 について審議する。	第2章	施策2-3	1	95	1	食育・地産地消事業の推進に対し、それぞれの立 場から意見をいただいており、事業の実効性を高 めている。今後も引き続き審議会を毎年度開催し ていく。	農政課
4	奈良市巨樹保存等審議会	審議会・委員会等	元大学教授、森林組合、 NPO他	本市の巨樹の指定等に係る事項について審議する。	巨樹等の指定は「奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例」に基づき平成15年度から開始し、現在24件を指定樹木としている。近年は新たな指定に係る申請はなく、今後の新たな指定については、申請に基づき指定に係る審議を行う。	第2章	施策2-3	2	196	10	巨樹等の指定は平成15年度から開始したが、巨樹 等の保存及び緑化の推進は一定の効果が表れてお りり、近年では、新たな指定はなく、今後の新たな 指定については申請に基づき、指定に向けて審議 を行う。	農政課
5	奈良市民生委員推薦会	審議会・委員会等	民生委員、社会福祉事業 の実施関係者、社会福祉 関係団体、教育関係者、 学識経験者	民生委員・児童委員の候補者の推薦について審議する。	民生委員・児童委員の候補者の推薦について審議する。	第3章	施策3-1	1	233	23.	民生委員や社会福祉関係団体者に参加してもらう 2 ことで、慎重かつ円滑な審議を行った。引き続き 同様に審査を行う。	福祉政策課
6	奈良市移動等円滑化促進協議会	審議会・委員会等	事業者代表者、奈良県公	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の4及 び第26条の規定により、移動等円滑化促進方針の作成、基本構想の 作成に関する協議、実施を行う。	令和4年4月に大和郡山市内の踏切で発生した視覚障害者の電車との接触事故を受け、協議会を開催し、踏切道周辺の点字ブロック設置についての検討を進める。また、協議会において、奈良市パリアフリー基本構想の改定に向けた検討を進める。協議会の開催等を通じて、市民参画によるパリアフリー施策の推進を図る。	第3章	施策3-1	1	649	380	障害者団体や自治会等の住民代表の参加により、 普段感じられている課題等について意見を聞くことができ、踏切道周辺の点字ブロック設置やバリ 0アフリー基本構想の改定に向けた協議の一助となっている。今後も事業を推進していくため、当事者・地域の代表として委員の参加を得ながら協議会を開催する。	交通バリアフリー推進 課
7	奈良市社会福祉審議会	審議会・委員会等	市議会議員、学識経験 者、社会福祉事業に従事 する者	社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、 社会福祉法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者 福祉に関する事項を調査審議する。	社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、 社会福祉法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者 福祉に関する事項を調査審議する。	第3章	施策3-1		295	6.	民生委員審査専門分科会を開催し、厳正な審査を 3 実施した。引き続き、その他に事項についても必要に応じて審査を実施する。	福祉政策課
8	奈良市地域福祉推進会議	審議会・委員会等	市民団体の活動者、社会 福祉団体等の活動者、 議経験者、市民公募委員	社会福祉法第4条に規定された地域福祉を推進するため同法第107条による地域福祉計画の策定及び進行管理を行う。	社会福祉法第4条に規定された地域福祉を推進するため同法第10 7条による地域福祉計画の策定及び進行管理を行う。	第3章	施策3-1		1, 565	52'	1つの相談支援機関だけでは解決できない複合的な課題を抱える人や世帯に対して、包括的に相対 が、支援を行う相談支援体制整備のため、庁内各 課や奈良市社会福祉協議会、関係機関と協議し、 総合的な相談窓口のあり方について検討を行っ た。引き続き、検討を行う。	福祉政策課
9	奈良市介護給付費等の支給に関する審査会	審議会・委員会等	医師 作業療法士 精神保健福祉士 福祉施設関係者	障害者総合支援法に基づく市町村審査会を運営。身体・知的・精神 障害者等の障害支援区分を審査判定する。	障害者総合支援法に基づく市町村審査会を運営。身体・知的・精神 障害者等の障害支援区分を審査判定する。	第3章	施策3-2	1)	20, 095	1469	専門的な観点から障害支援区分の認定が行われている。引き続き審査会を開催する。	障がい福祉課
10	社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会	審議会・委員会等	学識経験者 社会福祉事業関係者 及び 社会福祉活動関係者等	障害者基本法に規定する市町村障害者計画等について審議する。	障害者基本法に規定する市町村障害者計画等について審議する。	第3章	施策3-2	1	77	,	令和4年度は書面開催となった。報酬及び費用弁 償は発生しなかった。障害者基本法に規定する市 町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法律に規定する市町 村障害福祉計画並びに児童福祉法に規定する市町 村障害児福祉計画の策定等について調査審議す る。令和5年度は、市町村障害福祉計画及び市町 村障害児福祉計画の策定について審議する予定。	障がい福祉課
11	奈良市小児慢性特定疾病審査会	審議会・委員会等	医師	小児慢性特定疾病医療費の支給認定について審査する。	毎月第3金曜日、更新時期は第1第3金曜日に開催予定	第3章	施策3-2	1	250	23:	小児慢性特定疾病の審査基準に該当するかを審査 するため、専門的な知識を持った医師でしか審査 を行うことができない。そのため、委員の選定に 苦慮している。	保健予防課
12	奈良市精神保健福祉連絡協議会	審議会・委員会等	市民団体の活動者 学識経験者		令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の対応のため、開催できなかったが、令和4年度は精神保健や自殺対策の推進のため開催予定である。	第3章	施策3-2	1	63	6-	精神障害者の地域の現状把握を行い、医療の継続や、医療中断しても再度治療につながるための実現可能な重層的支援体制を検索するため、地域の関係機関との連絡会を開催した。また、第2次自殺対策計画を策定するのにあたり、意見を聴取していく予定。	保健予防課
13	奈良市難病対策地域協議会	審議会・委員会等	専門医 学識経験者 市民団体の活動者	奈良市の医療・保健・福祉関係機関が有機的に連携し、在宅療養支援を推進することを目的に審議する。	令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の対応のため、開催できなかったが、本年度は難病対策の推進のため開催予定である。	第3章	施策3-4	1	66)令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催できなかった。	保健予防課

	事業名	市民参画の手法	参画する人	事業の概要	令和 4 年度実施計画	章	計画上の位置 施策	付け 方向性	令和4年度事業費 予算額	(単位:千円) 決算(見込)額	課題や効果及び今後の方針	課
14	奈良市感染症診査協議会	審議会・委員会等	医師、弁護士、学識経験者	指定感染症感染症患者に対して通知、勧告及び入院期間の延長並びに申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を審議する。	毎月第2第4火曜日に実施し、また臨時に必要となったときに開催する。	第3章	施策3-4	4	1, 337	1, 18:	当協議会は、1類感染症、2類感染症等の患者の 2入院の必要性等について、学術的、専門的及び法 律的観点から審査する機関であるため、広く委員 を公募できない。	保健予防課
15	奈良市感染症対策委員会	審議会・委員会等	学識経験者 関係団体の代表者	感染症の現状分析、感染症対策に係る普及・啓発及び、感染症対策 の評価・計画策定、その他感染症対策の推進について審議する。	令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の対応のため、開催できなかったが、本年度は感染症対策の推進のため開催予定である。	第3章	施策3-4	4	46		の令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の対応のため開催ができなかった。	保健予防課
16	地域自治協議会設立に向けたワークショップ	ワークショップ	地域の各種団体関係者	地域の各種団体関係者が参加し、地域の課題や将来像、個性等について共通理解を得ることを目的に「地域コミュニティワークショップ」を、また地域自治計画を策定することを目的に「地域自治計画策定ワークショップ」を開催する。	地域自治協議会設立支援の取組の一つとして、希望する地区において、地域で活動する各種団体関係者を対象に、地域コミュニティワークショップを新型コロナウイルス感染症感染拡大等の動向に注視しつつ、開催する。また、地域自治協議会域自治計画策定ワークショップも新型コロナウイルス感染症感染拡大等の動向に注視しつつ、開催する。	第3章	施策3-5	①	398	81	ワークショップの手法を用いることで、普段の会議では発言されない方の意見も取り入れることができる。 引き続き、希望のあった地区でワークショップを開催するとともに、市からも開催を働き掛けていく。	地域づくり推進課
17	一般コミュニティ助成事業選考審査委員会	審議会・委員会等	学識経験者等	一般財団法人自治総合センターが実施する一般コミュニティ助成事 業として申請する事業の審査及び選考を行う。	地区自治連合会より申請のあった一般コミュニティ助成事業の申請書について、申請書の内容の審査及び自治総合センターへの助成申請の優先順位の決定を行う。	第3章	施策3-5	1	45	3.	令和4年度は、2団体より応募があり、審査及び 4 自治総合センターへの助成申請の優先順位の決定 を行った。引き続き、毎年募集を行っていく。	地域づくり推進課
18	もてなしのまちづくりの推進	審議会・委員会等	学識経験者 市民公募委員 もてなしのまちづくりに 取組む団体	誰もが訪れたくなり、末永く暮らしたくなる魅力あふれる奈良市を 実現するための"もてなしのまちづくり"を市、市民、事業者が協 働して推進する。"もてなしのまちづくり"を総合的かつ計画的に 推進するための奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画を実施す ることにより、市民、事業者の取組への参加を促進する。	てなしの意識づけを行うことで、"もてなしのまちづくり"を	第3章	施策3-5	1	60		の引き続き、各課に対して、市民、事業者等と協働 してもてなしの取組を行うよう働きかけていく。	地域づくり推進課
19	NPO法人条例指定制度審査委員会	審議会・委員会等	学識経験者	奈良市内の特定非営利活動法人(NPO法人)に対する寄附を促進 するために、平成25年4月、「奈良市個人市民税の控除対象となる寄 附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条 例」を施行し、毎年度、団体を募集し指定を行っていく。	指定団体となる団体を公募し、条例指定制度審査委員会で審査 を行った結果、新たにNPO法人を条例で指定していく。	第3章	施策3-5	2	198	1	令和4年度は、NPO法人条例指定制度指定団体を募 7集したが応募がなかった。引き続き、毎年度募集 を行っていく。	地域づくり推進課
20	ボランティアインフォメーションセンター運 営推進懇話会	審議会・委員会等	学識経験者	ボランティアインフォメーションセンターの運営に関する評価及び 助言をいただくために、学識経験者等による第三者で構成する運営 推進懇話会を開催する。	評価や助言に基づき、ボランティアインフォメーションセン ターの改善等を行い適正な運営を進めていく。令和3年度に引 き続きオンラインでの開催も検討していく。	第3章	施策3-5	2	36	!	学識経験者等の参加により、様々な視点から、運 営に関する評価や助言をもらうことで、ボラン ティアインフォメーションセンターの運営改善に 繋げることが期待できる。令和4年度は開催しな かったが、定期的な懇話会開催に努めていく。	地域づくり推進課
21	奈良市文化振興計画推進委員会	審議会・委員会等	有識者 市民団体の活動者 市民公募委員	奈良市文化振興条例では文化に関する活動を行う者・団体の自主性・創造性を尊重し、その環境整備を図り、芸術文化と生活文化双方のつながりを大切にしながら特色ある文化の育成をめざすことを理念としている。その理念を実現するため策定した奈良市文化振興計画に基づき文化政策を推進していく。	興計画に基づき、委員会を開催し、施策や事業の進捗について評価	第3章	施策3-6	1	547	30	第2次奈良市文化振興計画に基づき市の文化施策が 推進しているかの進捗を確認・評価していくた め、同委員会において様々な視点からの意見を得 る必要がある。	文化振興課
22	スポーツ推進審議会	審議会・委員会等	学識経験者	スポーツ基本法第31条及び奈良市スポーツ推進審議会条例に基づき 設置し、スポーツ推進計画やその他スポーツ推進に関する重要事項 の調査審議を行う。	年2回の審議会を開催、スポーツ推進に関する審議の他、奈良市スポーツ推進計画の進捗状況及び成果の確認、スポーツ基本法第35条に規定するスポーツ団体に対する補助金の審議を行う。	第3章	施策3-6	2	166	6-	4 市のスポーツ推進に関する重要事項について、今 後も引き続き、調査審議を行っていただく。	スポーツ振興課
23	運動・スポーツに関するアンケート調査	アンケート調査	市民	次期スポーツ推進計画の策定にあたり、市民の意見や意識を把握し、その資料とする。	無作為に抽出した市民3,000人に対しアンケートを送付する。	第3章	施策3-6	2	1, 173	579	5 アンケートを実施し、分析も完了した。計画に反映していく。	スポーツ振興課
24	公民館運営審議会	審議会・委員会等	市民団体の活動者 学識経験者	社会教育法第29条に基づき、公民館運営審議会を設置し、公民館主催事業や公民館活動が真に市民のニーズに照らしているか、また公民館運営のあり方等について審議する。	公民館運営及び事業企画をより市民ニーズに即したものにするため、引き続き審議会を開催する。	第3章	施策3-7	1	436	15	公民館運営審議会を開催し、公民館運営のあり方 等について協議している。今後も公民館運営及び 事業企画をより市民ニーズに即したものにするた め、引き続き審議会を開催する。	地域教育課
25	奈良市青少年問題協議会	審議会・委員会等	関係行政機関の職員、青 少年関係団体の代表者、 学識経験者	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策についての 調査審議及び関係行政機関相互の連絡調整	平成7年度以降活動休止中	第3章	施策3-7	1	0	1	0	地域教育課
26	奈良市社会教育委員会議	審議会・委員会等		社会教育に関して、教育委員会に助言を行う(諸計画の立案・諮問に対する提言・研究調査)。	社会教育委員会議を定期的に開催する。また、グループ活動として、社会教育推進計画に基づいた各課の事業について評価・点検を実施したり、現場の視察等を行ったりしながら、課題解決に向けた助言や議論も実施する。	第3章	施策3-7	①	768	45	社会教育委員会議を定期的に開催し各社会教育委員の活動内容を共有している。なお、グループ活動として、社会教育推進計画の見直しや本計画に基づいた各課の事業について、現場の視察等を行いながら課題解決に向けた助言等をする等の活動も実施しており、今後も継続して実施していく。	地域教育課
27	奈良市社会教育推進懇話会	説明会・意見交換会	学識経験者、学校教育の 関係者	本市における社会教育行政の推進に当たり、外部の視点からの意見 又は助言を求める。	令和4年度の開催は予定していないが、今後も必要に応じて懇話会 を開催する。	第3章	施策3-7	1	0		の令和4年度開催はしていないが、今後も必要に応じて懇話会を開催する。	地域教育課
28	おはなし会	ワークショップ	市民	図書館において「おはなし会」を開催し、絵本の読み聞かせ・おはなし・パネルシアター・人形劇などを通じて、物語などのすばらしさを伝え、子どもの想像力と豊かな感性を育むとともに、読書への好奇心と興味を高めていき、子どもの健全育成を図る。	各図書館において絵本の読み聞かせ・おはなし・パネルシアター・ 人形劇などを行事ごとに月1~2回実施する。	第3章	施策3-7	2	468	21:	コロナ対策の関係で、大規模なおはなし会は中止 させるを得なかったが、今後は感染症対策に一定 の配慮を持ちながらも事業を実施していく必要が ある。	中央図書館

	事業名	市民参画の手法	参画する人	事業の概要	令和4年度実施計画	総 合	計画上の位置 施策	付け 方向性	令和4年度事業費 予算額	(単位:千円) 決算(見込)額	課題や効果及び今後の方針	課
29	奈良市環境審議会	審議会・委員会等	市民公募委員・ 学識経験者・産業団体関 係者等		令和4年度は2回の開催を予定しており、環境基本条例に基づく年 次報告書「奈良市の環境」についての審議をいただく。また、ゼロ カーボン戦略策定に当たっての意見聴取を行う。	第4章	施策4-4	1	232	179	令和4年度は計2回の審議会を開催した。また、 市民公募委員や市民代表の参加により、様々な視 日点からの意見を聞くことができ、計画の策定や事 業推進の参考にすることができている。引き続 き、参加を得ながら審議会を開催する。	環境政策課
30	奈良市環境基本計画推進会議	審議会・委員会等	市民・事業者等	市民・事業者等が参加する奈良市環境基本計画推進会議を開催し、 「奈良市環境基本計画(改訂版)中間見直し」を総合的かつ効果的 に推進する。	令和4年度は2回の開催を予定しており、「環境基本計画(改訂版)中間見直し」について令和3年度実績の点検・評価をいただくとともに、第3次環境基本計画の指標の点検・評価方法について意見聴取を行う。	第4章	施策4-4	①	65	3(令和4年度は計2回会議を開催した。また、市民の参加により、第3次奈良市環境基本計画の策定時 に市民からの意見を盛り込むことができた。今後 も計画の策定のみならず計画の推進に対して、率 直な意見を頂戴しながら会議を進めていく。	環境政策課
31	奈良市環境教育推進会議	審議会・委員会等	市民・事業者等	市民・事業者・市(教育委員会も含む)等が参加する奈良市環境教育推進会議を開催し、市民、地域、学校、市民活動団体及び事業者と連携した協働による環境教育を総合的かつ体系的に推進する。	当面の間会議の開催を見送り、今後の環境教育の推進に関する大きな転機が訪れた際に会議の開催について検討していく。	第4章	施策4-4	1	0	(当面の間会議の開催を見送っている。今後の環境)教育の推進に関する大きな転機が訪れた際に会議 の開催について検討していく。	環境政策課
32	奈良市市民共同発電所事業者選定委員会	審議会・委員会等	学識経験を有する者、市 民活動を行う者、事業活 動を行う者等	市民共同発電所事業の事業者の選定に関すること等を審議する。	市民共同発電所事業補助への応募事業者の審査を行い、補助事業者を決定する。	第4章	施策4-4	①	111	34	令和4年度は、年度当初に計画していたとおり1件の提案事業を採択した。また、経済に明るい方を委員に毎日していることにより、収支の計算等に3対し民間の実態に即した意見を頂戴することが出来ている。今後も、応募事業者が適切な運営を行うことができるようアドバイスを頂戴しながら委員会を開催する。	環境政策課
33	クリーンセンター建設計画策定事業	審議会・委員会等	市民公募委員 自治連合会の代表者 市議会議員 学識経験者等	市民のより良い生活環境の形成を目指し、計画的かつ効率的にク リーンセンターの建設を推進する。	事業の進捗により、審議していただく事項を決定し、建設計画の策 定に向けた協議を行う。同時に、長年務めている委員の入替も含 め、審議内容に応じた委員構成を検討していく。	第4章	施策4-4	2	1,822 (うち、委員会経費 403)	86 (うち、委員会経費 265)		クリーンセンター建設 推進課
34	奈良国際文化観光都市建設審議会	審議会・委員会等	市民公募委員 関係行政機関 市議会議員 学識経験者等	奈良国際文化観光都市建設審議会は奈良国際文化観光都市建設審議会は奈良国際文化観光都市建設審議会は奈良国際文化観光都市建設審議会条例及び第2項のほか奈良国際文化観光都市建設法に基づき市民公募委員・関係行政機関・市議会議員・学議経験者等で構成される機関であり、建設計画及び建設事業に関することや本市のまちづくりについての重要な事項に関することについて調査審議しこれらの事項に関して市長に建議する。	生産緑地地区の変更、特定生産緑地の指定、公園や下水道事業等に ついて審議し、これらの事項に関して市長に建議する。	第4章	施策4-6	1	929	21;	市民公募委員、関係行政機関、市議会議員、学識経験者等幅広い分野の参画者からそれぞれの専門 分野に沿った意見を聞くことができ、建設計画や 建設事業に関することや本市のまちづくりについ ての重要な調査、審議が行われている。	都市計画課
35	奈良市景観審議会	審議会・委員会等	市民公募委員学識経験者等	奈良市景観審議会は奈良市附属機関設置条例に基づき、市民・学識経験者・事業者等で構成される機関であり、景観の形成、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区並びに風致地区の区域内における行為の規制並びに屋外広告物の規制に関する事項についての調査審議及び答申並びに建議する。	6回開催予定	第4章	施策4-6	2	750	7!	市民・学識経験者・事業者等幅広い分野の参画者から それぞれの専門分野に沿った意見を聞くことができ、 景観の形成、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別 保存地区並びに風数地区の区域内における行為の規制 並びに屋外広告物の規制に関する事項について、審議 が行われている。	都市計画課
36	奈良市空家等対策推進協議会	審議会・委員会等	地域住民 学識経験者等	空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定する空家 等対策計画の作成及び変更並びに実施等についての協議を行う。	協議会の会議を開催し、奈良市空家等対策計画に基づく施策の報告 及び検証並びに重要事項について協議を行う。	第4章	施策4-8	1	110	4	様々な組織・団体で構成する協議会により、様々な視点からの意見を聞くことができ、事業推進の参考にすることができている。引き続き、協議会にて、奈良市空家等対策計画の変更等や空き家対策に関する重要事項の協議を行っていく。	住宅課
37	奈良市県域水道一体化取組事業懇談会	説明会・意見交換会	学識経験者、奈良市議会 議員、市民団体代表	奈良県提案の奈良県域水道一体化に関し、本市の参加の是非を検討するに当たり、学識経験者等からの幅広い意見を聴収する。	奈良県提案の奈良県域水道一体化に関し、本市の参加の是非を検討するに当たり、学識経験者等からの幅広い意見を聴収する。	第4章	施策4-9	①	0	33:	令和4年度は全5回実施し、奈良県域水道一体化の参加の是非を検討するにあたって有識者及び市民代表の意見を広く聴取することができた。令和24年10月3日公表「県域水道一体化の参加に係る判断」により本市の一体化参加は見送られることとなり、当懇談会の目的は達成されたため、今後は実施しない。	企業局経営企画課
38	なら歴史まちづくり推進協議会	審議会・委員会等	市民公募委員学識経験者等	なら歴史まちづくり推進協議会は地域における歴史的風致の維持及 び向上に関する法律第5条に基づき、市民・学識経験者で構成され る機関であり歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議 並びに計画の円滑な実施調整及び評価する。	2回開催予定	第4章	施策4-6	2	207	61	市民・学識経験者からそれぞれの専門分野に沿った意見を聞くことができ、歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに計画の円滑な実施調整及び審議が行われている。	都市計画課
39	奈良市上下水道事業運営審議会	審議会・委員会等	学識経験者 各種団体の代表者	水道事業・簡易水道事業および下水道事業の運営についての重要事 項の調査審議および答申に関する事務を行う。	なし	第4章	施策4-9	1,2	0	(調査審議の必要に応じて開催する。	企業局経営企画課
40	上下水道事業懇談会	説明会・意見交換会	学識経験者 各種団体の代表者	奈良市企業局の経営に関し、上下水道使用者並びに学議経験者と広 〈意見交換を行うため開催する。	上下水道事業の現状について報告し、様々な視点から幅広く意見を 聴収する。	第4章	施策4-9	1,2	266	(令和4年度は未実施。今後も定期的に上下水道事)業の経営状況等に関して報告及び意見交換を行っ ていく。	企業局経営企画課
41	パブリックコメント	パブリックコメント	市民等	市の基本的な施策を策定する過程において、その内容その他必要な 事項を広く公表し、これらについて市民等から直接に意見及び提言 を求める。	「クリーンな市政」を実行するため、市が実施予定の施策を策定する過程において、計画等の案を公表し、それに関して市民等から多様な意見や提言を受け付け、寄せられた意見等を考慮して意思決定を行う。	第5章	施策5-1	1	0	(市の施策を策定する過程で、市民等から意見を公 募することにより、市政に市民の意見を取り入れ ることができる。より広く様々な立場の市民から 意見が集まりやすいような広報や、現行の指針に 基づいた適切な運用を促す。	総務課

				T-0.0	A 5 . L + + 11	総合計画上の位置付け		付け 令和4年度事業費 (単作		(単位:千円)		
	事業名	市民参画の手法	参画する人	事業の概要	令和 4 年度実施計画	*	施策	方向性	予算額	決算(見込)額	課題や効果及び今後の方針	課
	奈良市表彰審査委員会	審議会・委員会等	市民団体の活動者	市政の発展、文化の向上、産業の振興など各般にわたって功績及び善行のあった人を表彰し、その功績を讃える。	任期が2年のため令和3年度に引き続き男性委員2名、女性委員2名の合計4名の市民団体活動者に審査をしてもらう。多方面で活動する有識者による厳正な審査を行う。	第5章	施策5-1	1	64	35	多方面で活躍する市民団体活動者等の参加により、様々な視点から意見を聞くことができる。令和5年度は、昨年度末の民生・児童委員の一斉改選に伴い、審査対象者数が200人以上と多数の審査となるが、引き続き厳正な審査をお願いしたい。	秘書広報課
	市民意識調査	アンケート調査	市民	市政に対する評価、市が取り組んでいる重点施策に対する認識及び 市民ニーズ等を把握するため、市政に対する包括的な意識調査を行 い、今後の市政のあり方について検討するための基礎資料とする。	なし	第5章	施策5-1		0	-	-	総合政策課
	市民参画及び協働によるまちづくり審議会	審議会・委員会等	市民公募委員 市民団体の活動者 学識経験者	市民公募による委員を含む審議会を開催し、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について調査審議する。委員の意見をもとに奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画の見直し等を行う。	コミュニティ政策 (地域自治協議会の設立) 、NPO政策 (協 働政策提案制度など) を案件として審議会を開催し、審議会の 提言を事業に反映させ、市民参画及び協働によるまちづくりを 推進する。	第5章	施策5-1	2	277	130	学識経験者や地域住民の参加により、様々な視点からの意見を聞くことができ、事業推進の参考にすることができている。 今後も定期的に審議会を開催し、市民参画・協働の推進に努めていく。	地域づくり推進
	開かれた市政	情報交換・情報提供	市民	情報提供の場として、奈良市のホームページに「市長の動き」を掲載し、広く市民の方々に市長の公務内容を知っていただくことで、 市政への関心を高めるとともに、市民参画による「開かれた市政」 の実現を目指す。	市民の皆さまに、市長が出席した行事やイベントの様子について、 視覚的にも伝わりやすい情報発信を行うため、掲載する写真の質の 向上を図る。	第5章	施策5-1	3	0	0	市長が出席した各地域、団体の交流等の様子を広報することにより、より市政を身近に感じでもらう。	秘書広報課
i	まちかどトーク	説明会・意見交換会	自治会、万年青年クラブ 等の高齢者団体、小学校 PTA、地域の女性団体 NPO・ボランティア団体 等		奈良市職員が市政や事業・制度について市民の身近な場所に出向いて直接説明することで理解と関心を深めてもらい、協働のまちづくりについてともに考えていただくきっかけをつくる。新型コロナウイルス感染症予防の注意喚起を行いながら実施する。感染対策としてオンラインによるまちかどトーク(一部)も引き続き実施する。	第5章	施策5-1	3	19	13	市政を市民の皆さまに直接お伝えできる場として、今後も時代に合わせて講座のテーマを充実させ、より広く街の皆さまに市政情報をお伝えできるよう工夫を重ねながら、実施していく。	秘書広報課
	奈良市家庭系ごみ収集運搬業務総合評価審査 委員会	審議会・委員会等	学識経験者等	総合評価落札方式による入札手続きのうち、落札者決定基準の決定 及び落札者の決定に当たっての審査を行う。	令和4年度は3回開催とし、家庭系ごみ収集運搬業務の総合評価落札 方式一般競争入札に関する落札者決定基準の決定、入札参加者から 提出のあった業務企画提案書等のヒアリング、落札者の決定に当 たっての審査を実施する。	第5章	施策5-2	2	221	218	令和4年度は計3回審査委員会を開催し、家庭系ご み収集運搬業務の総合評価落札方式一般競争入札 の落札者決定基準の決定及び落札者の決定の審査 を行った。	環境政策課
事業 多行	学校規模適正化検討協議会	説明会・意見交換会	保護者・地域代表・学校関係者	奈良市学校規模適正化実施方針及び中学校区別実施計画等に基づき、対象地域において市立小・中学校の規模適正化の推進に向け協議し、地域性等を考慮した個性や特色ある学校づくりを行う。	中学校区別実施計画(案)「後期計画」の中で統合再編を検討する としている若草中学校区において、子どもたちの教育環境を早期に 整えるため、保護者・地域住民の声を聞きながら、学校規模適正化 に向け丁寧に進める。	第1章	施策1-3	3	327	135	今年度は、地域や保護者への説明会を通じて様々な思いやニーズを把握することができた。今後は協働の土台となる「検討協議会」を早期に立ち上げていただく必要がある。	教育政策課